

2014年2月27日 産経

●小松長官「憲法解釈変更 局内で検討」

小松一郎内閣法制局長官は26日の衆院予算委員会分科会で、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈の変更について「局内で内々に検討も議論もやっている」と述べ、内閣法制局内で検討作業に着手していることを強調した。国会答弁は検査入院からの復帰後初めて。民主党の辻元清美氏の質問に答えた。辻元氏からは事前通告なしに日本の法令数を問われる“挑発”。質問も受けたが、小松氏は「憲法の解釈をするのに法令の数を知っている必要はない」と反論した。